

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

鳥取県告示第四十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の  
規定により次の肥料を登録した。

昭和二十九年二月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 目次

- ◇ 告 示 肥料取締法に基く肥料の登録  
保安林指定解除予定地  
土地の公用廃止
- ◇ 人委規則 昭和二十九年三月分の職員給与の支給  
の特例に関する規則
- ◇ 教委規則 鳥取県教育委員会教育公務員採用志願者  
名簿設置規則の一部改正
- ◇ 教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇ 正 誤 昭和二十八年十月十六鳥取県告示第四百  
九十七号中訂正  
昭和二十九年一月二十六日鳥取県告示第三十  
一号中訂正

登録番号

肥料の名称

含有する成分の最小量(%)

窒素全量 磷酸全量 加里全量

生 産 業 者

住 所 氏 名

鳥取県  
二〇八

五、八雑植物油粕粉末 五・八 二・〇 一・〇  
米子市灘町三丁目一四九

中国化成株式会社  
取締役社長 桑原武一郎

二〇九五、三菜種油粕粉末 五・三二・〇一・〇 鳥取市新鑄物師町六八の 因幡製油有限公司 取締役社長 入川 昌彦  
 二一〇六、〇胡麻油粕粉末 六・〇二・〇一・〇 米子市灘町三丁目一四九 中国化成株式会社 取締役社長 桑原武一郎

鳥取県告示第四十四号

次の土地について森林法施行令（昭和二十六年政令第三百七十六号）第二条に基き森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項により保安林の指定を解除する予定であるので森林法第三十条の規定により告示する。  
 昭和二十九年二月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

市郡	町村	大字	字	地番	台帳見込	解除面積（見込）	指定の目的	解除の理由	申請者住所氏名
岩美	福部	海士	高浜	八八九ノ一〇	町 八二六	町 八二〇	飛砂防備のため	指定理由の消滅したもの	福部村海士 井手野秀次郎 外六名
同	同	同	同	八八九ノ一一	一〇〇八	一〇〇〇	同	同	同
東伯	大誠	東園	古屋敷	五八二ノ二	五〇〇〇	五〇〇〇	潮害防備のため	同	大誠村東園 田熊直行

同	同	同	稲場	六〇八ノ三四	、七二	、七〇〇	同	同	羽根田賢藏
倉吉	栗尾	箱谷南	六〇〇	六四三〇〇	七、三三〇〇	七、三三〇〇	干害防備のため	認定	
同	同	同	平貳	六〇一ノ一	六、一九六	七、四〇〇	同	同	

鳥取県告示第四五号

次の土地はその公用を廢止する。

昭和二十九年二月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

倉吉市字釜の沖一、四〇六番ノ一地先  
 用水路三坪五合七勺

（關係図面は土木部管理課に保管）

人事委員会規則

昭和二十九年三月分の職員の給与の支給の特例に関する規則をここに公布する。  
 昭和二十九年二月九日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第二号

昭和二十九年三月分の職員の手給の支給の特例に関する規則

第一条 昭和二十九年三月分の職員の手給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ十分の六を昭和二十九年二月二十日支給するものとする。

第二条 昭和二十九年二月分の超過勤務手当、夜勤手当、

宿日直手当及び特殊勤務手当の支給日は昭和二十九年三月二十日とする。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

### 教育委員会規則

鳥取県教育委員会教育公務員採用志願者名簿設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年二月九日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

#### 鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県教育委員会教育公務員採用志願者名簿設置規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会教育公務員採用志願者名簿設置規則

(昭和二十四年二月鳥取県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「別紙第一号様式」を「様式第一号」に改

める。

第三条第二号中「又は免許状の資格」の下に「若しくは社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)に定める必要な資格」を加える。

第四条中「専門的教育職員の免許状」の下に「若しくは資格」を加え「免許状又は」を「免許状、資格又は」に改め「別紙第二号様式」を「様式第二号」に改める。

様式中

「(表紙)

昭和何年何月起

何学校何々採用志願者名簿

鳥取県教育委員会

(登録用紙)

番	登	免	許	氏	性	生	年	住	学	現	健	希	望	採	用	採	備
号	日	年	月	類	名	別	月	日	所	業	職	校	種	別	名	日	考

「様式第二号

(表紙)

昭和何年何月起

何学校何々(教育長、専門職員)採用志願者名簿

鳥取県教育委員会

(登録用紙)

番	登	免	許	氏	性	生	年	住	学	現	健	希	望	採	用	採	備
号	日	年	月	類	名	別	月	日	所	業	職	校	種	別	名	日	考

に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年二月九日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

一日 時 二月九日 午前十時半

二 場 所 県教育委員会々議室

三 議 題 昭和二十九年度予算について

その他

### 正 誤

昭和二十八年十月十六日鳥取県告示第四百九十七号中誤植があるので、次のように訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 下 三 七十 七

昭和二十九年一月二十六日鳥取県告示第三十一号中誤植があるので、次のように訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 上 二 公安告示 告示

〃 下 三 七十 十

